

# 第3次武豊町男女共同参画プラン

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

## 中間見直し(案)

令和8年3月

武豊町

## はじめに

武豊町では、男女共同参画社会の実現に向け、平成14年に「武豊町男女共同参画プラン」を策定し、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を推進してきました。

また、令和2年には、「武豊町男女共同参画懇話会」を設置し、懇話会を始めとする多様な主体との協働により、「第3次武豊町男女共同参画プラン」に基づいた施策を展開し、一層の充実を図ってきました。

今回の中間見直しでは、これまでのプランの基本的な考え方や基本理念を継承しつつ、「第6次武豊町総合計画後期基本計画」や分野別計画との整合性を図るとともに、社会情勢の変化や複合化・複雑化する課題に対応するため、施策や目標指標等について見直しました。

今後も、基本理念である「性別に関わりなく活躍できる社会の実現」に向けて、町民の皆さま、事業者、関係機関とともに連携・協働しながら、男女共同参画のさらなる推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本中間見直しにあたり、ご提言いただきました「武豊町男女共同参画懇話会」の皆さまをはじめ、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメント等において、貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、これからの取組に変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月

武豊町長

鳥羽悠史



## 目 次

---

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 策定体制.....	5
第2章 町内の現状.....	6
1 人口.....	6
2 町内の男女共同参画の状況.....	8
3 家庭・地域.....	11
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス.....	13
5 福祉.....	16
6 暴力やハラスメント.....	17
7 性の多様性.....	18
8 今後、取り組むべきこと.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本目標.....	22
第4章 中間見直しにおける現状と課題.....	26
第5章 施策.....	29
基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり.....	29
基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進.....	31
基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進.....	35
基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実.....	38
基本目標5 人権の尊重とDVの根絶.....	41
第6章 計画の推進.....	43
1 重点施策と目標指標.....	43
2 プランの進捗管理.....	45
資 料 編.....	46
1 計画の策定経緯.....	46
2 法律.....	49
3 調査結果.....	57
4 用語集.....	61



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会は次のように定義されています。

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

この定義を踏まえ、本町では、性的少数者を含め、男女共同参画社会を次のように考えています。

- 「女だから」とか、「男だから」とか、「性的少数者」というだけでその可能性が狭められることなく、それぞれの個性を活かし、いろいろな生き方を認め合うことができる社会
- 個人の意見を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会
- 性別に関わりなく、仕事と家庭生活・地域生活のバランスをとり、責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができる社会
- 政治・行政、経済、社会、文化等あらゆる分野に、性別に関わりなく、主体的に意思決定の段階から関わって意見を反映させる機会が確保される社会
- 家庭、地域、学校、職場等で、様々なチャレンジを可能にする社会
- 性別に関わりなく、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会

このように、男女共同参画社会は、仕事、家庭、地域生活等、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会です。その実現は、職場の活気や家庭生活の充実、地域力の向上につながるものです。

## (2) 男女共同参画をめぐる動き

年度	国	愛知県	武豊町
1999	「男女共同参画社会基本法」制定		
2000	「男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン21」策定	
2001	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定		
2002		「愛知県男女共同参画推進条例」制定	「武豊町男女共同参画プラン」策定
2005	「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	「第2次武豊町男女共同参画プラン」策定
2013	DV防止法を改正し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」として制定		
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2020」策定	
2018	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定		
2020	「第5次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2025」策定	「第3次武豊町男女共同参画プラン」策定
2022	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定		
2023	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」制定		
2025	「第6次男女共同参画基本計画」策定	「あいち男女共同参画プラン2030」策定	「第3次武豊町男女共同参画プラン【中間見直し】」策定

### (3) 計画策定の目的

日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等は、男女共学や法の整備等をはじめとした様々な取組を通して、半世紀以上にわたり進められてきました。しかし、男女平等の確立と、様々な分野で男女がともに参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

令和2年12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、これからの男女共同参画の課題として、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」の2つをあげ、男女共同参画を推進していくことは「国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提」とされています。

武豊町では、平成14年10月に「武豊町男女共同参画プラン」、平成23年3月に「第2次武豊町男女共同参画プラン」、令和3年3月に「第3次武豊町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

第3次武豊町男女共同参画プランが令和7年度に中間年を迎えたことから、社会情勢や住民意識の変化を踏まえ、「第3次武豊町男女共同参画プラン」の中間見直しを行います。

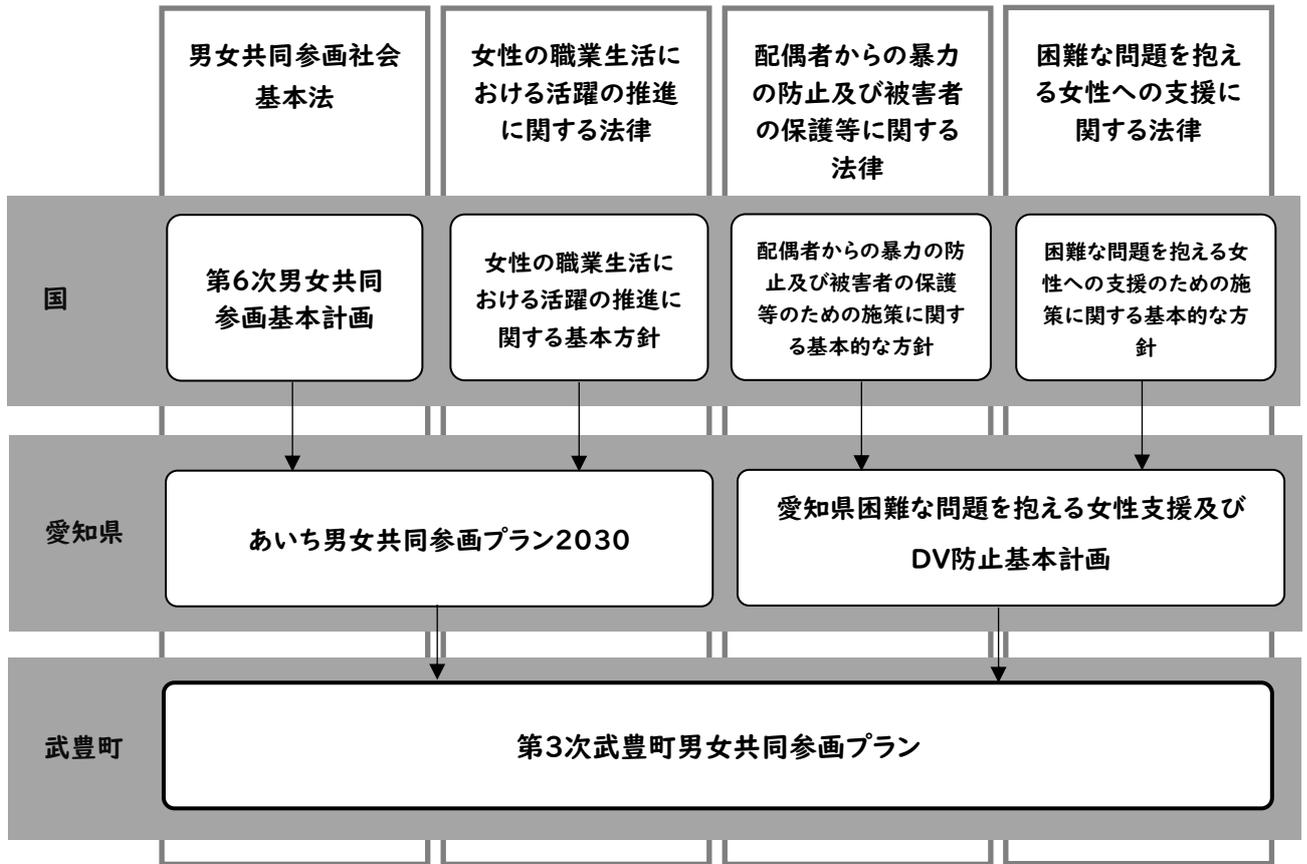
## 2 計画の位置付け

この計画は、次の法律に基づき、今後の武豊町の男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する総合的な指針となるものです。

- ・男女共同参画社会基本法の「市町村男女共同参画計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の「市町村推進計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の「市町村基本計画」
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の「市町村基本計画」

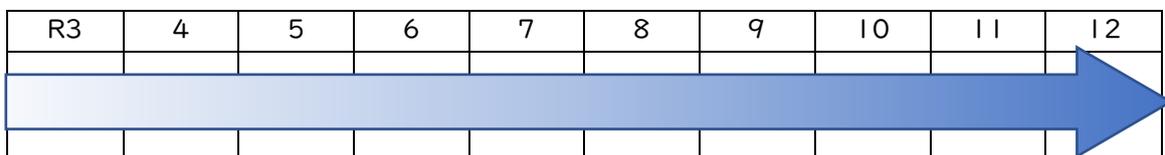
また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2030」を踏まえています

本町の計画については、「第6次武豊町総合計画」を上位計画としています。また、男女共同参画プランの考え方や施策は分野を横断するものであり、地域福祉、高齢者福祉、子ども・子育て支援、保健等の分野別計画と密接に関連しています。



### 3 計画の期間

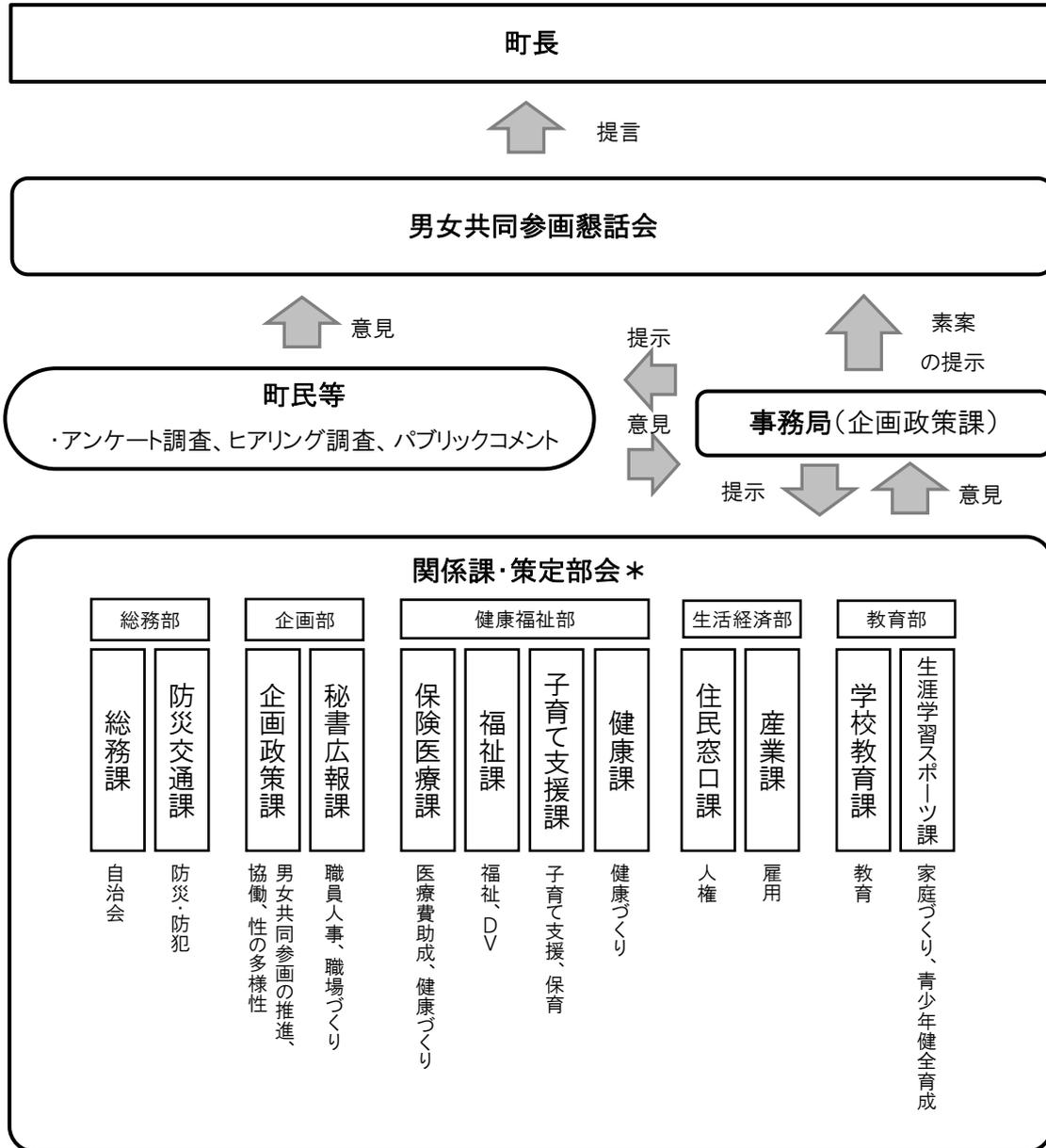
この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度までの10年間です。また、社会情勢や住民意識の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、令和7年度に見直しを行いました。



▲ 中間見直し

4 策定体制

この計画は、次の体制で策定しました。



\*組織改変に伴い、令和8年4月より部課名が一部変更となります(企画部→政策推進部、企画政策課→経営戦略課、秘書広報課→人事秘書課、健康福祉部→保険福祉部、こども未来部)

男女共同参画懇話会 : 町民代表・有識者10人で構成

策定部会\* : 町の担当職員8人で構成

アンケート調査: 18歳以上の町民1,500人を無作為抽出して実施

ヒアリング調査: 窓口職員、仕事と家庭の両立を図る職員、学生等に実施

パブリックコメント: 町民に計画書を公表し、意見を募集

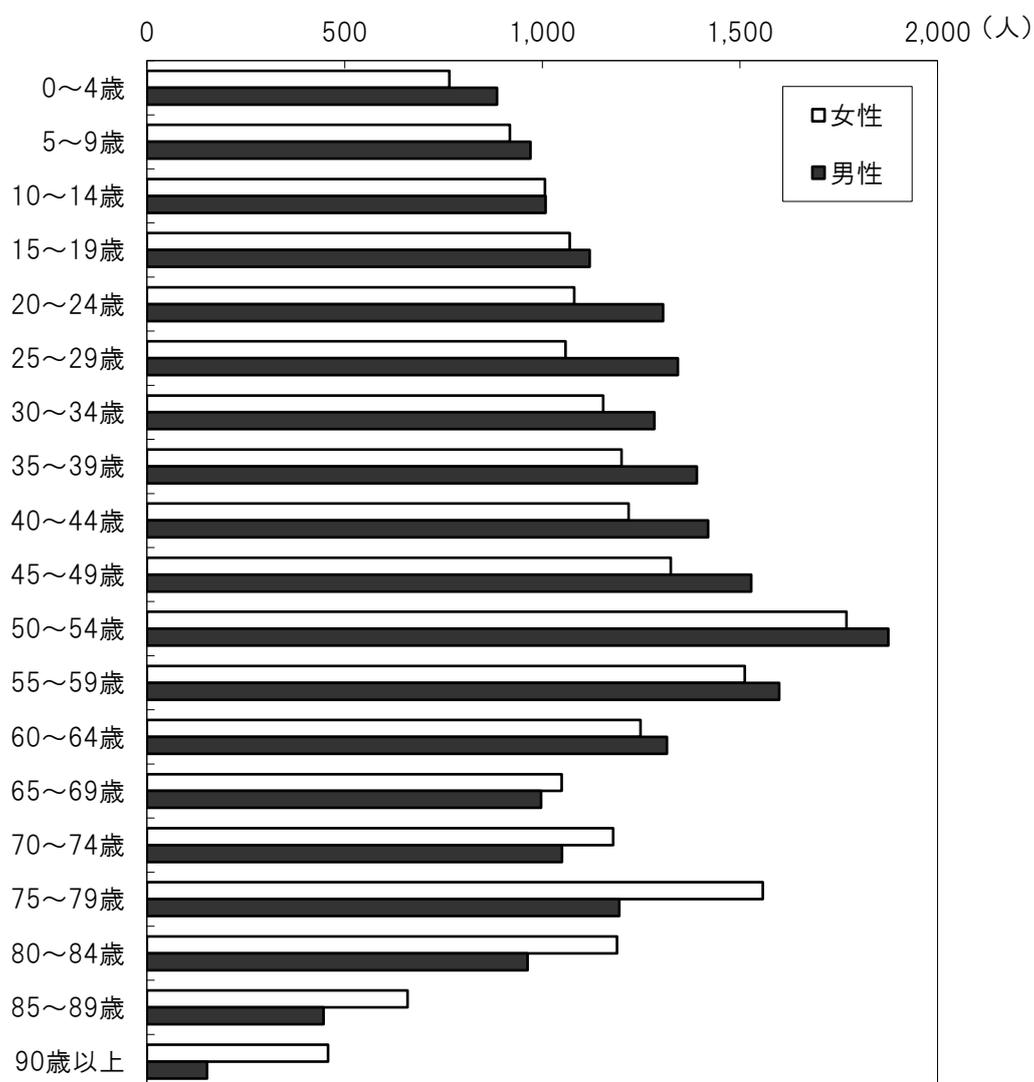
\*中間見直しにおいては、策定部会を設けず、関係課は施策の進捗確認を通じて、改定作業に加わっています。

## 第2章 町内の現状

### 1 人口

武豊町の令和7年10月1日現在の人口は、43,262人です。性・年齢別人口をみると、武豊町の産業に製造業が多くなっていることから65歳未満では男性が多くなっています。

図表 性・年齢別人口



資料：武豊町「住民基本台帳」（令和7年10月1日）

外国籍の住民は1,635人で、国籍はベトナム、ブラジル、インドネシア、フィリピン、中国の順に多くなっています。

また、配偶関係をみると、どの年代においても女性に比べて男性の未婚率が高くなっています。

図表 外国籍住民

	総数	ベトナム	ブラジル	インドネシア	フィリピン	中国	その他
総数	1,635	486	360	235	146	145	263
女性	683	179	160	24	106	93	121
男性	952	307	200	211	40	52	142

資料：武豊町「人口動向」（令和7年10月1日）

図表 配偶関係

	女性				男性			
	未婚	有配偶	離死別	不詳	未婚	有配偶	離死別	不詳
20～24歳	89.1%	8.5%	1.3%	1.1%	91.6%	4.5%	0.1%	3.8%
25～29歳	48.4%	46.4%	2.3%	3.0%	65.3%	27.4%	0.9%	6.5%
30～34歳	24.9%	69.3%	3.6%	2.2%	39.4%	52.3%	2.9%	5.4%
35～39歳	16.8%	76.2%	5.7%	1.3%	29.8%	61.9%	2.9%	5.3%
40～44歳	13.9%	77.8%	6.3%	2.1%	26.9%	64.5%	3.8%	4.8%
45～49歳	12.1%	76.0%	9.4%	2.5%	25.4%	64.9%	5.0%	4.7%

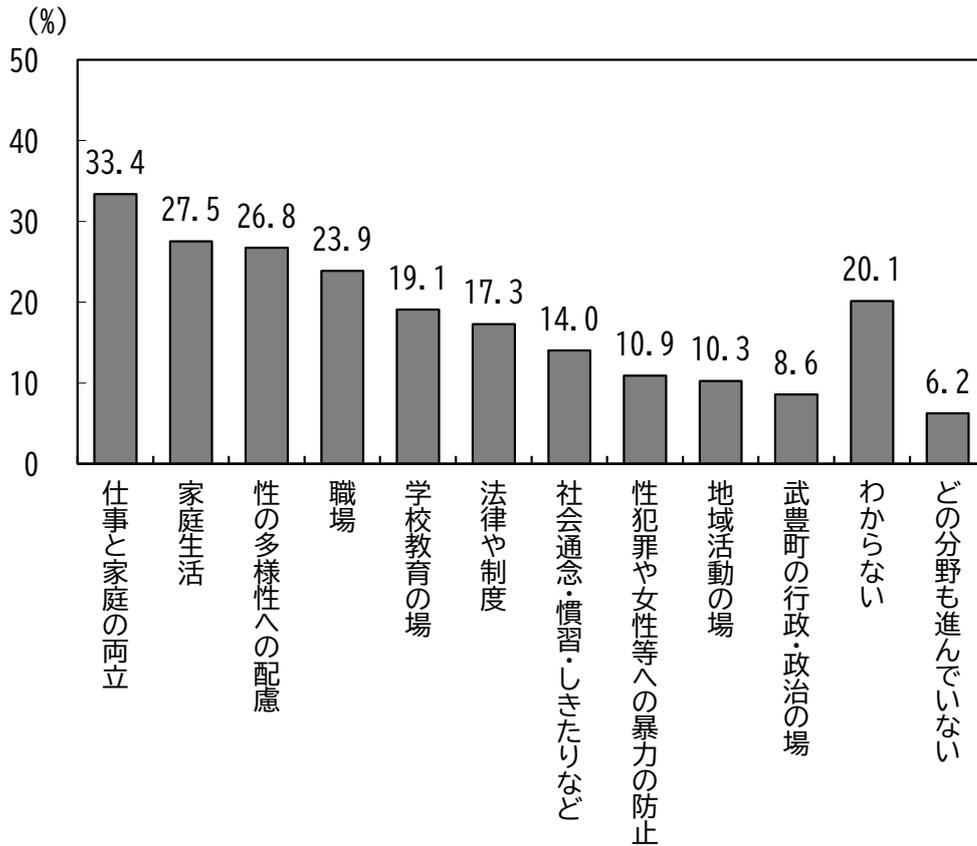
資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

注：小数点第2位を四捨五入するため、合計が100.0%にならないことがあります。

## 2 町内の男女共同参画の状況

この5年間で男女共同参画が進んだと思う分野について、「仕事と家庭の両立」「家庭生活」「性の多様性への配慮」「職場」が上位となっています。

図表 この5年間で男女共同参画が進んだ分野

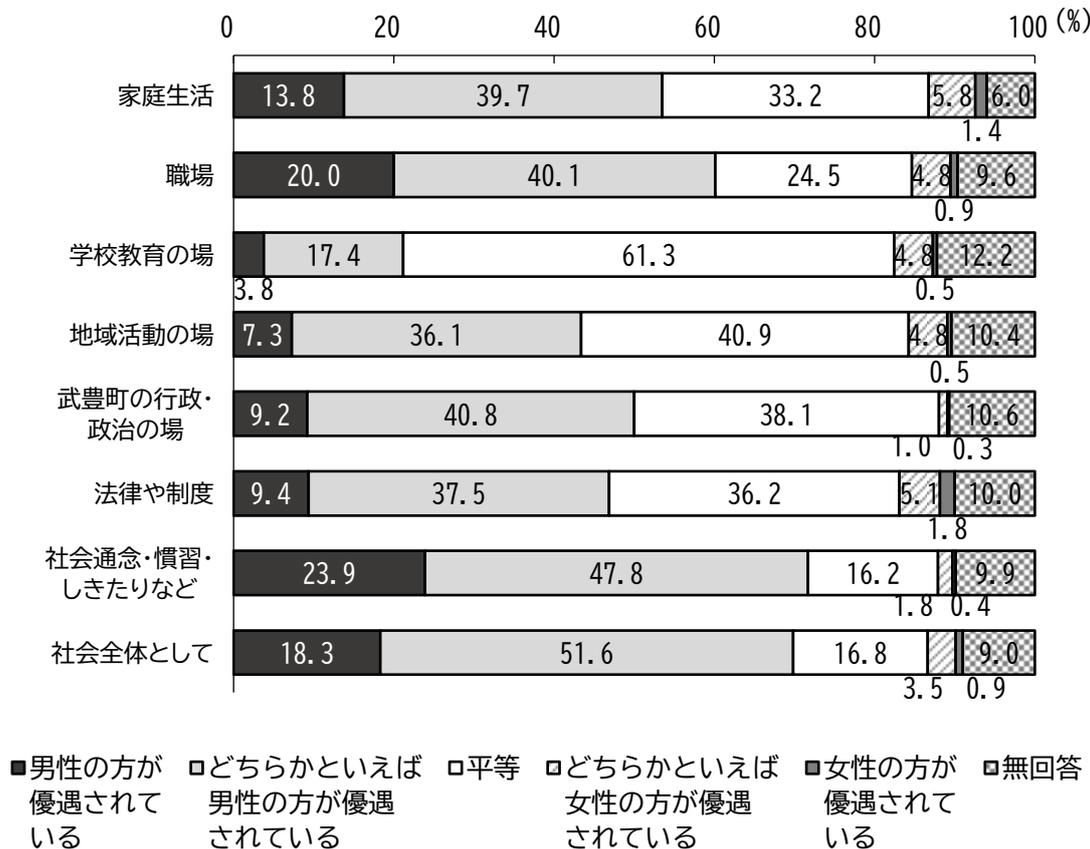


資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）



男女平等の状況について、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた割合は約7割となっています。家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたりなどで男性優遇と考える人が多い傾向です。

図表 社会における男女平等の状況



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

性別・年齢別にみると、家庭生活や職場をはじめすべての項目で、女性は男性より「男性優遇」と考える割合が高くなっています。年齢別では、社会全体をはじめ総じて、60歳代で「男性優遇」と考える割合が他の年代と比べてやや高くなっています。

また、武豊町における女性の登用状況は、審議会等で29.0%、町の管理職では42.6%となっています。

図表 男性優遇（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）と考える住民の割合

	家庭生活	職場	教育	地域活動	武豊町の行政・政治の場	法律や制度	社会通念・慣習・しきたりなど	社会全体として
全体	53.5%	60.1%	21.2%	43.4%	50.0%	46.9%	71.7%	69.9%
女性	62.3%	61.8%	24.1%	48.9%	55.3%	55.1%	76.4%	76.2%
男性	43.4%	58.6%	17.5%	37.9%	44.0%	38.5%	67.6%	63.6%
18～29歳	36.9%	50.8%	16.9%	30.8%	41.5%	35.4%	63.1%	52.3%
30～39歳	48.9%	59.8%	16.3%	34.8%	47.8%	46.7%	70.7%	70.7%
40～49歳	57.9%	60.7%	26.2%	54.2%	54.2%	47.7%	77.6%	73.8%
50～59歳	56.2%	62.3%	24.7%	47.3%	54.1%	55.5%	80.8%	77.4%
60～69歳	62.2%	68.5%	25.2%	52.8%	63.8%	59.1%	83.5%	85.8%
70～79歳	55.4%	59.7%	16.5%	38.1%	43.2%	44.6%	65.5%	63.3%
80歳以上	46.1%	51.7%	20.2%	39.3%	38.2%	28.1%	51.7%	52.8%

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

注：7割以上は網掛け、5割以上の個所は太字で表記

図表 審議会等への女性の登用状況

	総数	女性	比率
審議会等	372	108	29.0%
行政委員会	26	5	19.2%
町職員の管理職	68	29	42.6%
うち一般行政職	52	18	34.6%

資料：武豊町（令和7年4月1日）

注：一般行政職は、福祉職（保育士）、看護・保健職（保健師）、税務職（税務課、収納課職員）、企業職（上下水道課職員）、技能労務職（園務員・用務員）を除いた職員

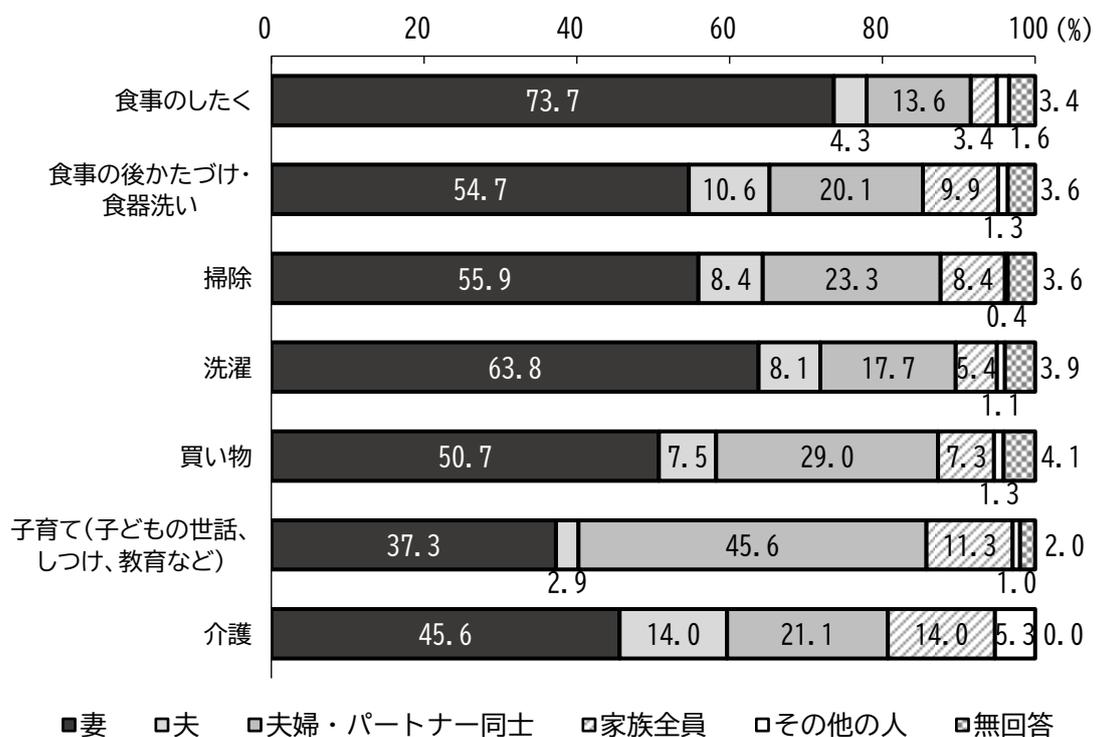
## 3 家庭・地域

既婚者の家庭での役割分担は、食事のしたく、食事の後かたづけ・食器洗い、掃除、洗濯などで、主な担当が妻である家庭の割合が高くなっています。

男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なことについては、「家庭で、子どもの頃から男の子も女の子も同じように家事を手伝う」と「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う」の割合が高くなっています。

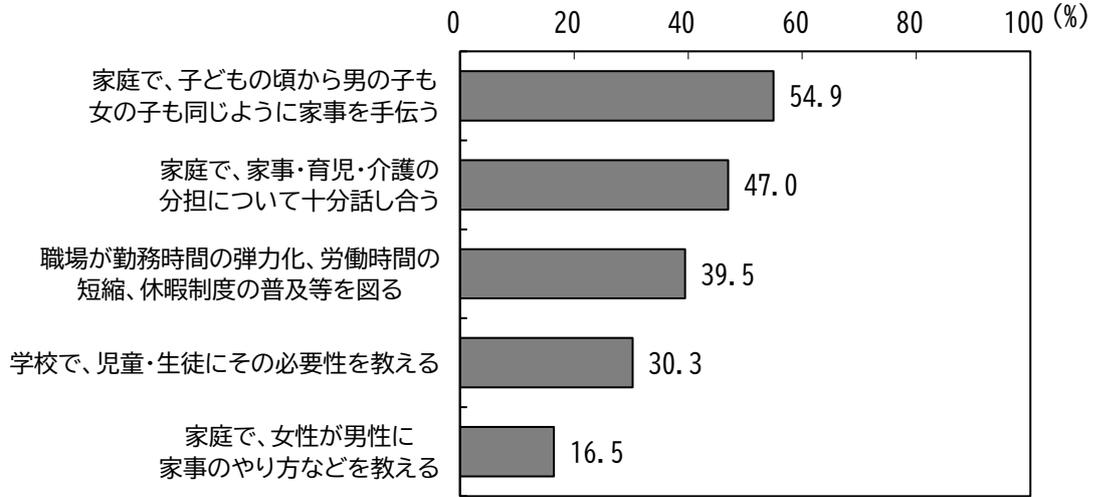
また、女性が地域活動のリーダーになるためには、「地域活動のリーダーに女性が一定の割合となるような取組を進めること」「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」の割合が高くなっています。

図表 家庭での役割分担



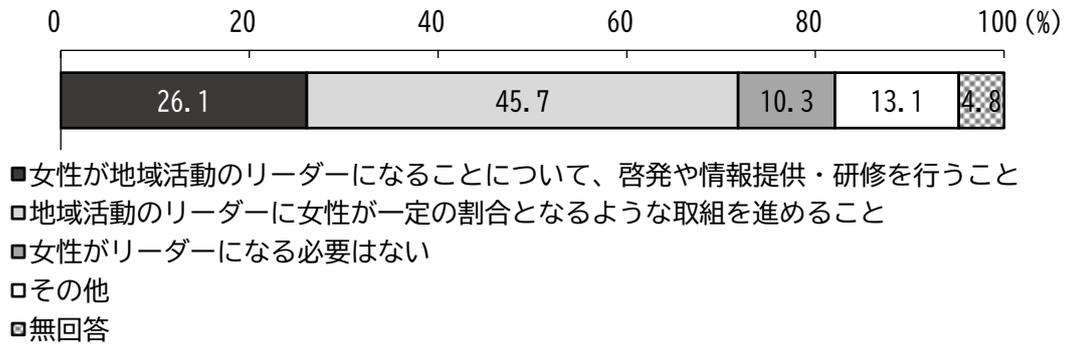
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

図表 男性が家事・育児・介護により多くたずさわるために重要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

図表 女性が地域活動のリーダーになるために



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

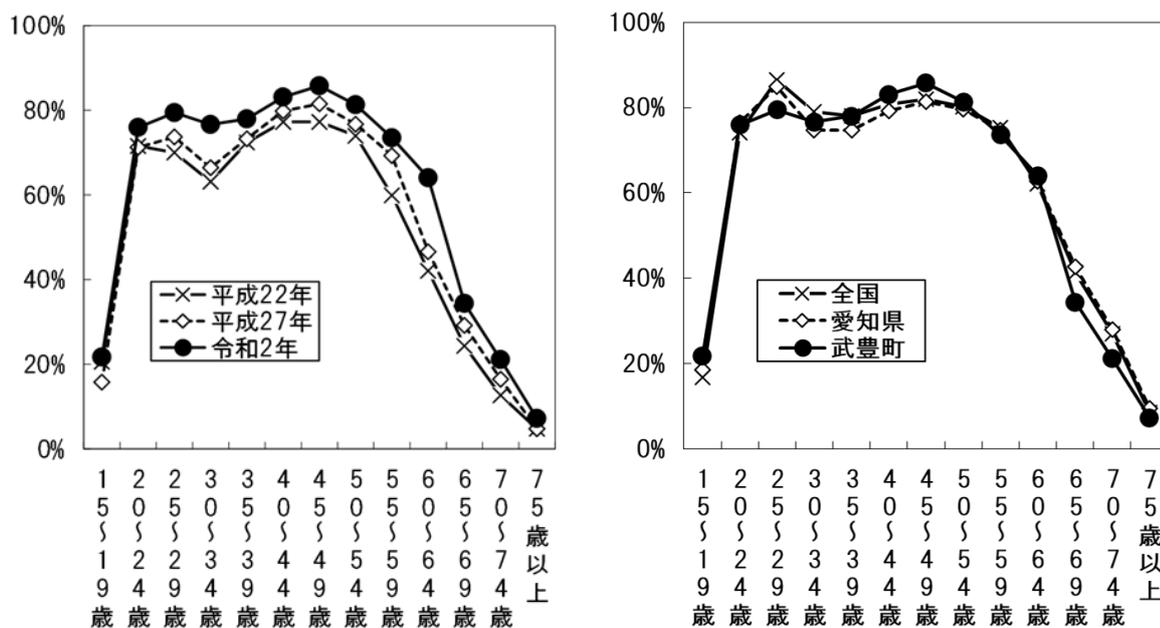
4 労働環境とワーク・ライフ・バランス

これまで、女性の労働力率は結婚・出産を機に一度仕事を離れるM字型となっていました。M字の底にあたる30～34歳の労働力率は平成22年（63.1%）から令和2年（76.6%）で上昇しています。全国・愛知県と比べると、40歳代で武豊町は労働力率が高くなっています。また、有配偶者の女性の労働力率も増加しており、共働き世帯が増加しています。

20歳代から50歳代の就業状況を見ると、男女ともに「主に仕事」が多くなっていますが、女性は男性より「家事のほか仕事等」や「就業していない」が多くなっています。職業別にみると、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者は女性が男性より多く、管理的職業従事者、保安職業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者等は女性の比率が特に低くなっています。

家庭生活と仕事の調和について、「調和がとれている」「どちらかといえばとれている」の割合が約7割となっています。

図表 年齢別労働力率（女性）



資料：総務省「国勢調査」

図表 年齢別労働力率（有配偶者の女性）

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
令和2年	51.9%	65.0%	69.2%	73.9%	81.1%	84.0%	79.6%	70.5%
平成27年	42.7%	52.5%	56.4%	67.5%	76.1%	78.8%	73.1%	66.5%

資料：総務省「国勢調査」

図表 就業状況

	女性			男性		
	主に仕事	家事のほか 仕事等*1	就業してい ない	主に仕事	家事のほか 仕事等*1	就業してい ない
15～19歳	8.8%	13.0%	78.3%	14.6%	9.0%	76.3%
20～24歳	53.6%	22.3%	24.0%	67.4%	16.0%	16.6%
25～29歳	64.5%	15.0%	20.5%	93.5%	4.7%	1.8%
30～34歳	49.1%	27.5%	23.4%	93.1%	5.0%	1.9%
35～39歳	46.7%	31.3%	22.0%	93.1%	4.3%	2.6%
40～44歳	53.0%	30.1%	16.9%	94.9%	3.4%	1.7%
45～49歳	56.9%	28.9%	14.2%	92.5%	4.7%	2.7%
50～54歳	52.8%	28.5%	18.7%	92.6%	5.1%	2.3%
55～59歳	45.9%	27.6%	26.5%	92.0%	4.7%	3.3%
60～64歳	35.7%	28.3%	35.9%	78.3%	7.4%	14.3%
65～69歳	15.5%	18.9%	65.6%	49.4%	10.2%	40.4%
70～74歳	9.2%	11.9%	78.9%	28.5%	8.2%	63.3%
75～79歳	4.4%	7.1%	88.5%	14.9%	4.9%	80.2%
80～84歳	1.7%	5.1%	93.2%	6.9%	4.7%	88.3%
85歳以上	0.7%	0.9%	98.4%	4.6%	2.0%	93.4%

\*1 家事のほか仕事、通学のかたわら仕事等

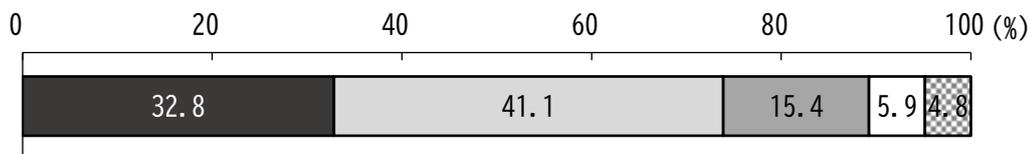
資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表 職業別就業者数

	女性	男性	女性比率
管理的職業従事者	34	203	14.3%
専門的・技術的職業従事者	1,369	1,185	53.6%
事務従事者	2,060	1,404	59.5%
販売従事者	986	794	55.4%
サービス職業従事者	1,631	459	78.0%
保安職業従事者	25	241	9.4%
農林漁業従事者	63	72	46.7%
生産工程従事者	1,151	4,111	21.9%
輸送・機械運転従事者	35	816	4.1%
建設・採掘従事者	10	623	1.6%
運搬・清掃・包装等従事者	707	936	43.0%
分類不能の職業	79	99	44.4%

資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表 家庭生活と仕事の調和について



- 調和がとれている
  どちらかといえばとれている
  どちらかといえばとれていない
  調和がとれていない
  無回答

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）



## 5 福祉

高齢者がいる世帯は、全世帯の4割近くとなっています。また、高齢単身世帯は女性が多いのが特徴です。

高齢者や障がい者の介助・介護が、主に女性の役割となりがちなことについては、「改善すべきだと思う」が7割を超えています。

図表 高齢者の世帯

	65歳以上の 人がいる 一般世帯数	うち高齢 夫婦 世帯数*2	うち高齢 単身 世帯数*3	うち高齢		その他
				うち女性	うち男性	
世帯数	6,941	2,038	1,726	1,099	627	3,177
世帯比*1	38.4%	11.3%	9.5%	6.1%	3.5%	17.6%

\*1 一般世帯数(18,109世帯)に占める割合、不詳を除く

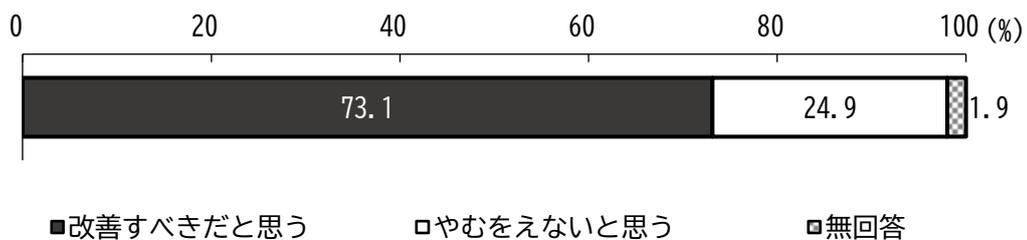
一般世帯とは、住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構える単身者のこと

\*2 夫婦ともに65歳以上の一般世帯

\*3 65歳以上で1人のみの一般世帯

資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

図表 介助・介護が主に女性の役割となりがちなことについて



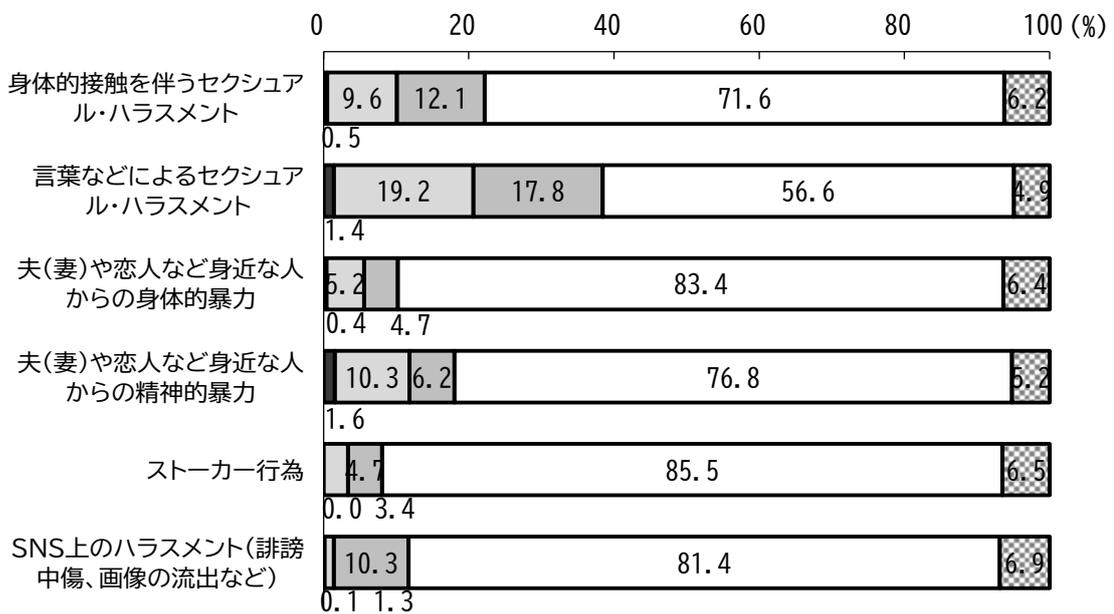
資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」(令和6年度調査)

6 暴力やハラスメント

「たびたび受けている」「受けたことがある」をあわせると、身体的接触を伴うセクシュアル・ハラスメントが10.1%、言葉などによるセクシュアル・ハラスメントが20.6%、夫(妻)や恋人など身近な人からの身体的暴力が5.6%、夫(妻)や恋人など身近な人からの精神的暴力が11.9%、ストーカー行為が3.4%となっています。

性に関する理解を促し暴力の防止を図るために必要な取組については、「学校教育の充実」が最も高く、次いで「性犯罪の取り締まりの強化」「家庭教育の充実」となっています。

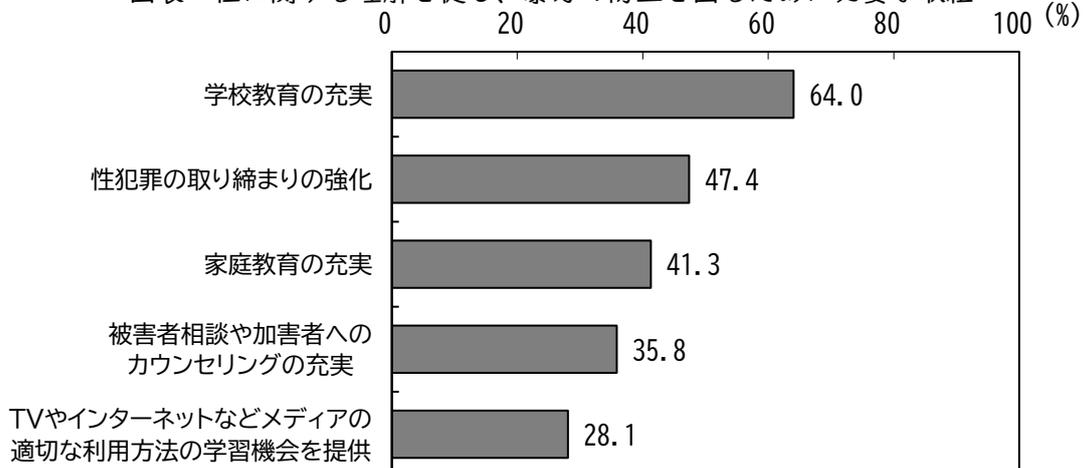
図表 身体的・精神的暴力について



■たびたび受けている □受けたことがある □目撃や相談を受けたことはある □受けたことも目撃等もない □無回答

資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」(令和6年度調査)

図表 性に関する理解を促し、暴力の防止を図るために必要な取組

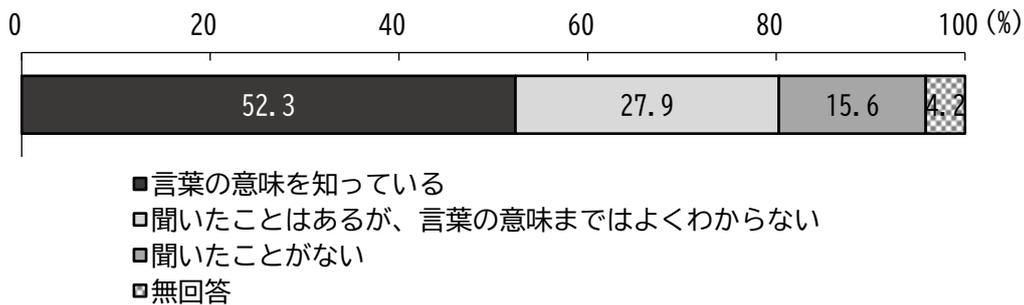


資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」(令和6年度調査)

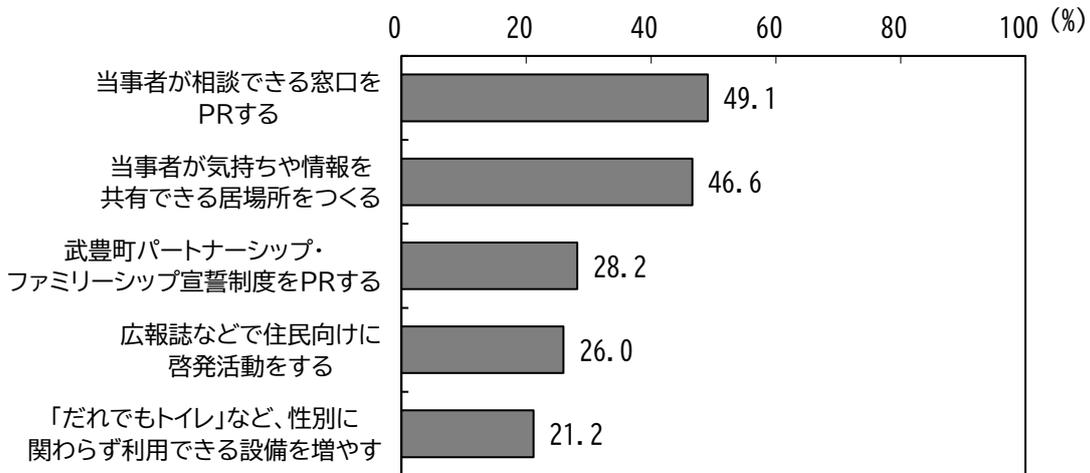
<sup>エルジービーティーキュープラス</sup>  
「LGBTQ+」という言葉について、「言葉の意味を知っている」の割合が約5割と、最も高くなっています。

性の多様性に配慮するために、町に必要な取組としては、「当事者が相談できる窓口をPRする」「当事者が気持ちや情報を共有できる居場所をつくる」の割合が高くなっています。

図表 「LGBTQ+」という言葉の理解度



図表 性の多様性に配慮するために、町に必要な取組



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

#### 「LGBTQ+」

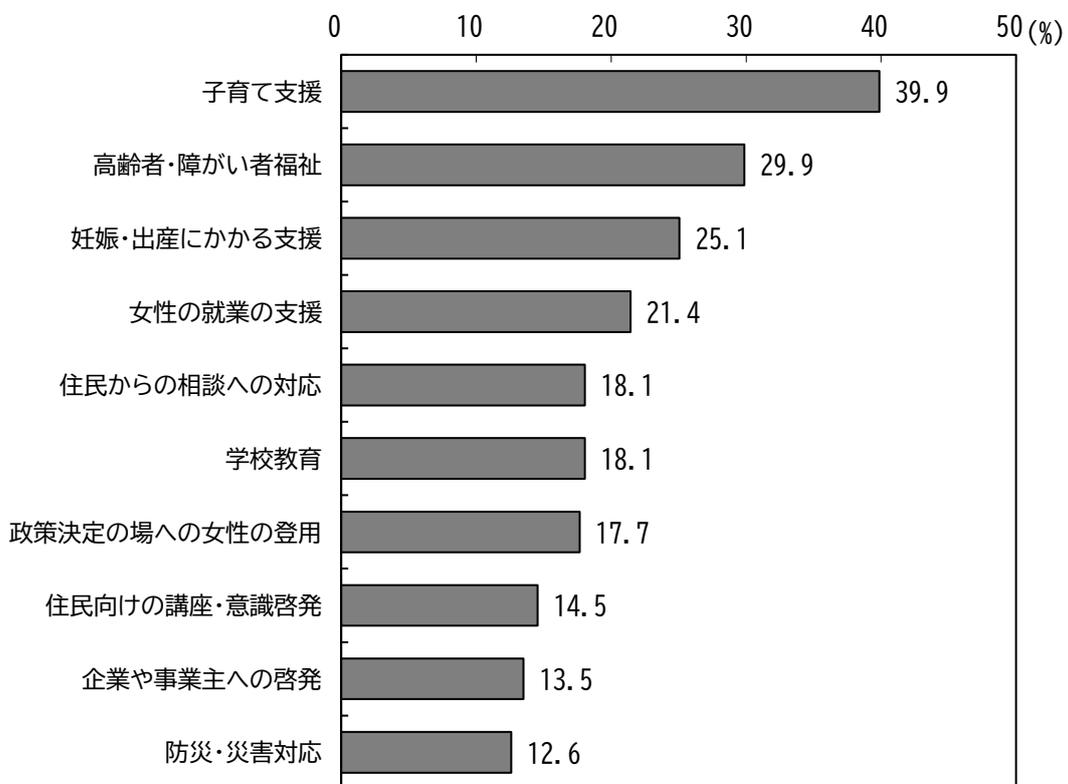
・ Lがレズビアン（女性の同性愛者）、Gがゲイ（男性の同性愛者）、Bがバイセクシュアル（両性愛者）、Tがトランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）、Qがクィア/クエスチョニング（規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ/自らの性のあり方等について特定の枠に属さない・分からない人、典型的な男性・女性ではないと感じる人等）の頭文字、+は上記以外にも性のあり方が様々であることから作られた言葉であり、『性的少数者』の総称です。

## 8 今後、取り組むべきこと

男女共同参画を推進するために町が力を入れるべき施策については、「子育て支援」が最も高く、次いで「高齢者・障がい者福祉」「妊娠・出産にかかる支援」となっています。

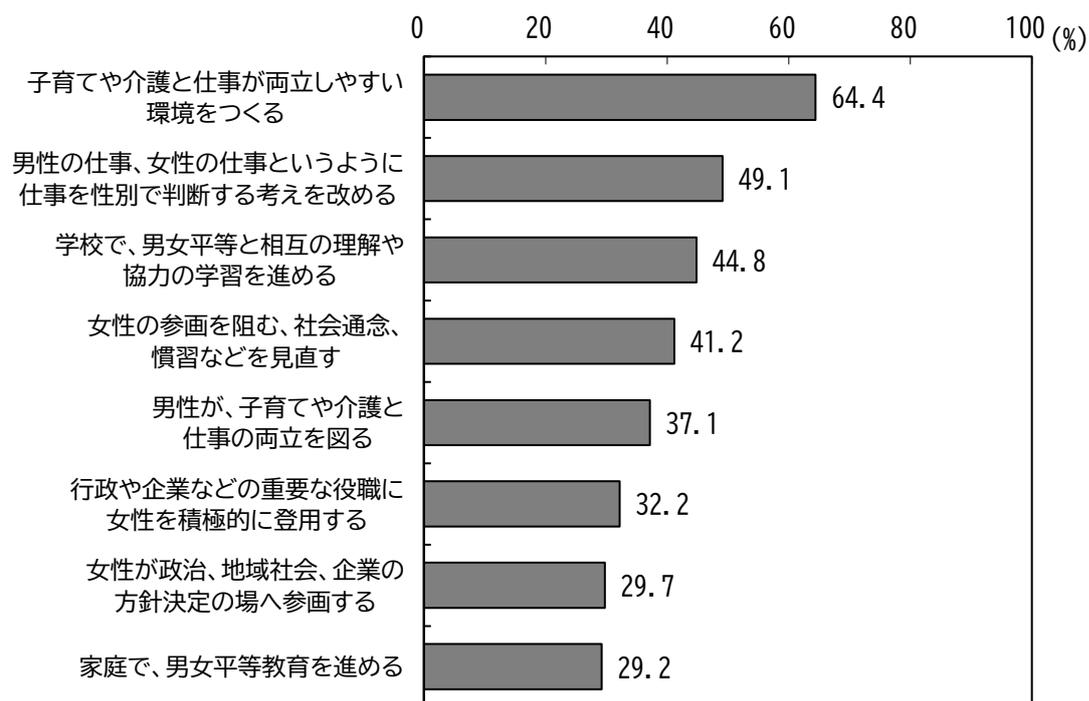
男女がより平等になるために、「子育てや介護と仕事が両立しやすい環境をつくる」「男性の仕事、女性の仕事というように仕事を性別で判断する考えを改める」「学校で、男女平等と相互の理解や協力の学習を進める」「女性の参画を阻む、社会通念、慣習などを見直す」が高くなっています。

図表 町が力を入れるべき男女共同参画推進施策



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

図表 より男女が平等になるために必要なこと



資料：武豊町「男女共同参画に関するアンケート」（令和6年度調査）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

武豊町では、「第6次武豊町総合計画」において、「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」をまちの将来像として掲げ、住民・地域の団体・事業者等、多様な主体と協働して、将来の住民にも心に向け、笑顔の絶えないしあわせのまちづくりを目指しています。

また、同計画の中で、性別、国籍、言葉等の違いに関わりなく、互いを尊重しあい協力しあえる「多様な主体が連携・協働するまち」を目標のひとつに掲げています。

このような中、「第3次武豊町男女共同参画プラン」では、「性別に関わりなく活躍できる社会の実現」を基本理念に掲げ、性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任も成果も分かち合い、家庭、学校、職場、地域社会等、社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

#### 基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現

#### 男女共同参画社会

##### 家庭

- 家族全員が互いに協力して、家事、子育て、介護等を行い、明るく楽しい家庭生活を送っている
- 性別に関わりなく自立し、個性が輝く心豊かな暮らしをしている

##### 学校

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っている
- 進学や就職において、性別に関わりなく個人の適性を尊重した進路選択がなされている

##### 職場

- 性別に関わりなく仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っている
- 一人ひとりが性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと活躍している

##### 地域社会

- 地域活動やボランティア活動において、性別に関わりなく主体的に住みよい地域づくりに参画している
- 子育てや介護等を地域全体で応援し、安全・安心で元気な地域づくりが進められている

## 2 基本目標

### 基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり

男女共同参画については、「共働き推進」、もしくは「男性も女性もすべて同じ」と受け止められることもありますが、それは一面的です。男女共同参画社会においては、「生物学的性別」「ジェンダーアイデンティティ」「社会的につくられた性別」を考慮しながら、多様な考え方・生き方・働き方を尊重します。その実現には、男女共同参画についての正しい理解が不可欠であり、そのための啓発や体制づくりは重要です。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消に引き続き取り組みます。また、男女共同参画は、あらゆる施策や生活場面に関わることから、様々な機会や場面を通じて住民や町職員への具体的な啓発に取り組み、性別による生きづらさの解消に取り組んでいきます。また、男女共同参画に関する相談や住民との協働による推進等、総合的・継続的な推進体制づくりを図ります。

### 基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

家庭、学校、地域社会等あらゆる場で男女共同参画を促進していくためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任も成果も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の将来像を共有し、実践していくことが必要です。男女共同参画や女性活躍は、少子高齢化や人口減少社会が進んでいく中で、暮らしやすく活力のある社会をつくっていくことにもつながります。また、女性だけでなく、男性にも関わりの深いことです。男性の家事参画は、女性の社会参画を促すとともに、男性自身の生活を豊かにするものです。

国においては、「指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがいないような社会」を目指して、政策・方針決定過程への女性の参画を進めています。武豊町においても、多様な住民の声が政策や方針決定に反映されるよう、審議会や町職員の管理職において、女性の登用率が低い分野における女性登用や性別に偏りのない人員登用を促進します。また、お互いを尊重し協力し合う家庭づくりの推進、性別にとらわれない教育や進路相談、地域活動への多様な人々の参画等を通じ、家庭・学校・地域社会等の身近なところから、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

**基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進**

男女平等、家庭と職場の両立支援、女性活躍、働き方改革等に関する法制度が整備されてきていますが、職務内容が男女不平等であったり、子育て期や介護期の就労継続が大変であったり、子育てや介護後の再就職時は処遇が低かったりと、女性の就労に関する課題はまだ残っています。また、男性においても、長時間労働や子育てに積極的に参加することへの理解不足等、家庭と職場の両立が十分に実現できない環境にあります。

このため、性別に関わりなく等しく働く機会を持ち、生き生きと働くことができる職場づくりに向けて、県や関係機関と協力して住民への啓発や事業所への情報提供や働きかけを行います。特に、女性活躍推進法に基づき、女性が、家庭の状況やキャリア形成を踏まえながら、希望する働き方ができ、個性や能力・意欲を生かして働くことができ、その能力や成果を正しく評価される職場づくりに向けての啓発に取り組んでいきます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて、子育て支援、介護支援に関する事業の充実に取り組みます。

**基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実**

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題を有しており、各ライフステージに応じた健康の保持・増進が求められます。特に女性は、妊娠・出産のための身体機能があることや、女性の方が長寿であることに伴う高齢期の生活課題等があります。

このため、男女が互いの身体的性差を理解し合い、性差に応じた心身の健康を推進するため、健康診査や相談事業、各種啓発等を通じて心身の健康管理を支援します。また、妊娠・出産期、乳幼児期をはじめ、母性を保護・尊重し、女性の健康づくりを支援します。

また、困難を抱える個人・世帯が、性別による生きづらさと重なってより困難な状況に置かれることが無いように配慮したり、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しやすいことを踏まえ、様々な状況に置かれる個人・世帯が必要な支援が受けられるように、福祉の充実を図ります。

## 基本目標5

### 人権の尊重とDVの根絶

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）等は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。これらの人権侵害は、依然として多数、発生しています。被害者は多くの場合女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、広く啓発活動を行うとともに、住民との協働で防止対策に取り組みます。また、愛知県や警察等の関連機関と連携して相談や通報に対応し、被害者の保護や自立支援に取り組みます。特に、DV防止法に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。

また、性の多様性に対する理解を促進し、LGBTQ+等の人権が尊重され、安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。



計画の体系

基本理念 性別に関わりなく活躍できる社会の実現	基本目標	施策方針	具体的施策	活躍	DV	困難
	基本目標1 男女共同 参画社会の 環境づくり	(1)総合的な意識啓発の推進	①男女共同参画社会への意識改革の推進 ②男女共同参画に関する情報収集・提供			
		(2)総合的な体制づくり	①男女共同参画に関する相談体制づくり ②協働による施策等の進捗の管理			
	基本目標2 様々な分野に わたる男女共 同参画の推進	(1)女性の社会参画の 推進	①政策・方針決定の場所への女性の参画の促進			
		(2)家庭における男女共同参画 の推進	①家庭における意識啓発 ②男性の家事参画の促進			
		(3)学校等における男女共同参 画教育の推進	①男女平等と男女共同参画に関する教育・保育 ②職場体験と進路相談			
		(4)防災・防犯や地域社会にお ける男女共同参画の推進	①地域活動等の促進			
	基本目標3 性別に関わりな く活躍できる労 働環境の推進	(1)就業及び職場環境の改善	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保 ②女性の就業機会の確保・支援	●		
		(2)職業生活と家庭生活の両 立支援	①仕事と家庭の両立についての啓発 ②子育て支援 ③介護支援		●	
	基本目標4 生涯にわたる健 康と福祉の充実	(1)心と体の健康管理の推進	①心と体の健康管理の支援 ②男女の健康診査の充実			
(2)母性の保護と尊重		①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援				
(3)福祉環境の充実		①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯に 対する支援		●	●	
基本目標5 人権の尊重と DVの根絶	(1)あらゆる暴力を根絶するた めの啓発と基盤づくり	①あらゆる暴力をなくすための啓発や防止対策 ②被害者の保護・自立支援		●	●	
	(2)性の多様性に対する配慮	①性の多様性に対する理解促進と対応の充実				

「活躍」は主に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に対応する施策

「DV」は主に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に対応する施策

「困難」は主に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に対応する施策

---

## 第4章 中間見直しにおける現状と課題

---

### 基本目標1 男女共同参画社会の環境づくり

男女共同参画に向けた啓発においては、県副知事、(公財)あいち男女共同参画財団とも連携し講演会を開催しました。講演会及び県実施事業については、広報、HP、SNS、庁舎情報発信システム等を活用して多様な方法により情報発信を行いました。また、日本福祉大学のサークルと男女共同参画懇話会、町民と連携して啓発動画を作成しました。

相談窓口の案内については、関係機関に繋ぐことができるよう相談先一覧を作成し、武豊町公式ホームページに「相談」サイトを設け、武豊町公式 LINE とリンクをするなど、アクセスしやすい環境づくりを図っています。

協働による施策等の進捗管理については、関係各課の実績をとりまとめ、幅広い知見を有する委員で構成された懇話会に報告し、課題や意見を所管課と共有しています。

町民アンケートでは、社会全体として「男性の方が優遇されている」「どちらかといえ男性の方が優遇されている」との回答が依然として多く、引き続き、啓発、相談体制づくりに取り組む必要があります。

### 基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画社会の推進

女性の社会参画に向け、審議会、行政委員会、町職員の管理職など政策・方針決定の場所における女性の割合は上昇していますが、重点施策としている目標値には達していません。

今後は、会議体を組織する際の肩書を含めない登用等について関係機関への働きかけに取り組む必要があります。

また、男性の家事・育児・介護への参画に関する講座や、学校における男女平等や相互理解の学習の実施、女性の意見を踏まえた防災計画や避難所運営マニュアルの改定など、家族、学校等、地域社会における様々な分野の男女共同参画社会の推進を図っています。

町民アンケートでは、家庭生活について、「平等」の割合が男性・女性ともに上昇しています。一方で、家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたりなど「学校教育の場」以外における様々な分野において「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が「平等」を上回っています。町内の中学生へ行ったヒアリングにおいても、性別に関わらない役割分担を希望する意見が多く見られ、家庭・職場・地域社会等の身近なところから、男女共同参画の視点に立った取組を推進する必要があります。

### 基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

職場環境の改善に向け、県の中小企業女性活躍推進事業を活用し、町内企業とともに中小企業のための女性活躍推進セミナーを開催しました。また、住民を対象とした講座では、仕事と家庭の両立に関する講座を、令和5年度と7年度に開催しました。

女性の就業機会の確保に向け、県と連携し、再就職支援出張相談「ママ・ジョブ・あいち」（託児付）を実施しています。

また、職業生活と家庭生活のうち、子育て支援として、保育や預かり等の低年齢児の定員拡大や夏休み限定児童クラブを実施しています。また、介護支援として、地域包括支援センターやケアマネジャーに対する研修等を行い、介護負担の軽減を図っています。

町民アンケートでは、職場について「平等」の割合が男性・女性ともに上昇しています。一方で、「平等」の回答割合が他の分野と比べて低くなっています。町内の中学生へ行ったヒアリングにおいても、「企業における女性管理職の割合に驚いた」「やりたい人がやりたいことをできる環境になってほしい」という意見が多く見られ、性別に関わらず活躍を推進する視点や、働き方改革などの視点からの啓発を各種団体・企業等に行う必要があります。

### 基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

心と体の健康づくりの推進に向け、多様な悩みに対し、様々な場において気軽に相談できるよう、定例の相談の開催や訪問、電話、対面、オンライン等による相談など環境の整備をしています。また、男女の健康診査の充実に向け、男性特有のがん検診の受診促進として、前立腺がん検診などを行うメンズミニドックの実施や、女性特有のがん検診推進事業として、特定の年齢の方に対する無料クーポンの配布などを実施しています。しかし、重点施策として設定している町実施の乳がん・子宮頸がん検診の受診者数は、わずかに減少しています。これは、女性の雇用機会の増加により、職場や加入保険を通じた検診機会が増加していることが一因と考えられます。

また、母性の保護と尊重に向け、母子健康手帳発行時からの相談をきめ細かく実施し、町内の関係機関との連携を図りながら切れ目のない保健対策を行っています。

福祉環境の充実に向けた多様な個人・世帯に対する支援については、重層的支援体制整備事業を令和5年度より開始し、地域住民の複雑化・複合化した課題に対する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備しています。

性別による心身の健康づくりの推進や様々な状況に置かれる個人・世帯が必要な支援が受けられるような支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

## **基本目標 5 人権の尊重とDVの根絶**

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、DV等の防止のため、講演会を令和4年度と7年度に開催しました。

暴力に関する被害者の保護については、社会福祉協議会に設置した「まるっとここ相談窓口」、福祉課、子育て支援課、学校教育課等の窓口で相談を受け付け、必要な支援や支援機関につなぐ体制を構築しました。相談窓口の案内については、相談先へアクセスしやすくするため、相談先をまとめたページを町ホームページに設けました。

性の多様性を踏まえた対応については、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入やLGBTQ+講演会の開催などに取り組んでいます。

町民アンケートによると、DVに関する相談窓口の認知度は44.7%であり、相談されない暴力事案も背景にあることを念頭に置き、相談窓口の周知、暴力防止の啓発、相談援助に引き続き取り組んでいく必要があります。LGBTQ+については一定の認知がされていますが、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度は低く、適切な理解と支援に向けた取組を検討する必要があります。

## 第5章 施策

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の環境づくり

#### (1) 総合的な意識啓発の推進

男女共同参画への理解を進めるために、講座の開催等、住民や町職員の意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、住民に提供します。

##### ①男女共同参画社会への意識改革の推進

住民や町職員向けの講座やパネル展示を実施し、性別に関わりなく活躍できる男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
啓発講座等の実施	住民や町職員を対象に、男女共同参画への理解を促す講座やパネル展示等を行います。	経営戦略課

##### ②男女共同参画に関する情報収集・提供

国・県・公共職業安定所・男女共同参画の関連団体等が発表する情報を収集し、広報紙、ホームページ、SNS、チラシやパンフレットなど、様々な方法で情報を提供します。

主要事業	事業内容	関係課
様々な媒体による情報発信	広報紙、町のホームページやSNS、各種メディアへの動画掲載、公共施設でのチラシ等の配置など、様々な方法で男女共同参画に関する情報を発信し、周知します。	経営戦略課 等

## (2) 総合的な体制づくり

男女共同参画に関する住民からの相談への的確な対応や、住民等との協働による推進を図るため、総合的な体制づくりに取り組みます。

### ①男女共同参画に関する相談体制づくり

男女共同参画等に関する相談窓口を設けるとともに、どの窓口からも、関係する町内外の機関につながることができるように、相談先一覧を周知します。

主要事業	事業内容	関係課
男女共同参画に関する相談	福祉や人権に関する相談、DV、仕事と家庭の両立支援等の男女共同参画に関する住民や職員からの相談に対応します。	経営戦略課 人事秘書課 福祉課 健康課 子育て支援課 住民窓口課
男女共同参画に関する相談先の周知	町や県等の男女共同参画に関する相談先を周知します。	経営戦略課

※P.5 体制図参照

### ②協働による施策等の進捗の管理

本町における取組について、定期的に進捗管理を行います。また、毎年、懇話会を開催し、住民と協働で取組を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
進捗管理と協働による推進	年に1回以上懇話会を開催し、主要事業の進捗状況を報告します。また、多様な主体との連携による推進体制づくりに取り組みます。	経営戦略課

## 基本目標2 様々な分野にわたる男女共同参画の推進

### (1) 女性の社会参画の推進

審議会、町職員の管理職等、政策・方針決定の場において、女性の登用率が低い分野における積極的な女性登用に取り組むとともに、性別に偏りのない人員登用に取り組みます。男女共同参画について地域の推進の担い手となる女性リーダーを育成します。

#### ①政策・方針決定の場所への女性の参画の促進

性別に関わりなく個人の能力を発揮できる社会の実現に向け、女性の登用率が低い分野において積極的な女性登用を進めます。また、性別に偏りのない人員の登用に取り組みます。

女性リーダーとなる人材の育成や住民からの意見を広く聴く機会づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
審議会等における男女共同参画	各種委員会や審議会等の委員構成で、女性の登用率が低い分野において積極的な女性登用を進めます。また、性別の偏りがないように取り組みます。	経営戦略課等
女性リーダーの育成	女性リーダーが町の取組に関わる機会をつくるため、養成講座やセミナー等に関する情報提供を行います。	経営戦略課等
住民からの意見を広く聴く機会づくり	アンケート調査等において、男女共同参画に関する住民の意見を聴き、町政に取り入れる機会を設けます。	経営戦略課
町職員の管理職における男女共同参画	性別に関わりなく、適切な人材の管理職への登用を推進します。	人事秘書課

## (2) 家庭における男女共同参画の推進

家族全員がお互いを尊重し、協力し合うことや、男性の家事参画を促すことにより、家庭における男女共同参画を推進します。

### ①家庭における意識啓発

広報紙や講座等を通じて、男女がともに家事を担ったり、家族で家事分担について話し合ったりする男女共同参画の家庭づくりを啓発します。

主要事業	事業内容	関係課
家庭における男女共同参画の啓発	家庭における男女共同参画に関する情報提供や講座の開催を実施します。	経営戦略課 生涯学習スポーツ課

### ②男性の家事参画の促進

男性が参加しやすい家事・育児・介護講座の開催等、男性の家事参画を促します。

主要事業	事業内容	関係課
男性が参加しやすい家事講座の開催	料理教室をはじめ、男性が参加しやすい家事全般の講座を充実します。	生涯学習スポーツ課
男性が参加しやすい育児講座の開催	男性が参加しやすい育児講座を提供します。	健康課 子育て支援課 生涯学習スポーツ課
男性が参加しやすい介護講座の開催	男性が参加しやすい家庭における介護講座を開催します。	福祉課

### (3) 学校等における男女共同参画教育の推進

男だから、女だからと一律に考えるのではなく、性別に関わりなく一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、多様な選択を可能にする教育や進路相談を推進します。

#### ①男女平等と男女共同参画に関する教育・保育

学校において、男女平等と相互理解・相互協力の学習を進めるとともに、教職員向けの男女共同参画や性の多様性に係る理解促進を図ります。また、学校・保育園においては、固定的な男女の役割分担等にとらわれない教育・保育を推進します。

主要事業	事業内容	関係課
男女の平等と相互理解・協力についての学習の充実	いのちの教育や保健体育、道徳の時間を活用し、男女平等や相互理解・相互協力(性差の正しい理解)についての学習機会を充実します。	学校教育課 健康課
教職員の理解促進	学校の教職員向けに男女共同参画や性の多様性に関する情報共有に取り組みます。	学校教育課
幼児期からの男女それぞれの人権を尊重した教育	生活や行事、遊びの中で、幼児期から男女にとらわれない意識の醸成を図ります。	子育て支援課 学校教育課

#### ②職場体験と進路相談

一人ひとりの児童生徒が、性別にとらわれず、その個性や意欲を踏まえて、進学・就職・生活していけるように、キャリア教育や進路指導をします。

主要事業	事業内容	関係課
性別にとらわれないキャリア教育・進路指導	小中学校において、性別に関わりなく、自分らしい社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や知識を養います。また、県の理系女子応援事業等、性別に偏りのある分野の取組について情報を収集・提供します。	学校教育課

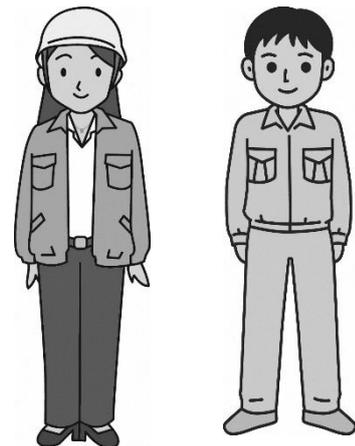
#### (4) 防災・防犯や地域社会における男女共同参画の推進

防災・防犯や地域活動における方針や取組の決定過程の男女共同参画を進めるとともに、地域の課題を解決する具体的な活動について、多様な人々が参画する地域社会づくりを推進します。

##### ①地域活動等の促進

災害等への備えや発生時の対応力を強化するために女性の視点を活かします。地域活動において、性別にとらわれず、意欲や必要性等適材適所に基づいて活動・活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
防災・防犯に関する男女共同参画の促進	防災会議、避難訓練、避難所の運営等、防災・防犯に関する活動に女性の参加の促進を図ります。	防災交通課
地域活動における男女共同参画	各種団体や自治会等において、性別に関わりなく能力や意欲に基づいて地域づくりに参画できるよう、男女共同参画の考え方について啓発します。 また、各種団体の活動を情報発信し、誰もが参加しやすく、活動・活躍できる環境づくりに取り組みます。	経営戦略課 生涯学習スポーツ課 総務課 福祉課



### 基本目標3 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進

#### (1) 就業及び職場環境の改善

正社員・パートタイマー・派遣労働者・農業・自営業等、多様な就業の場において、女性の活躍や働き方改革の視点を踏まえながら、男女の均等な機会と待遇の確保と女性の就業支援及び就業機会の確保・支援を促します。

##### ①職場における男女の均等な機会と待遇の確保

県や関係機関と連携して、男女平等の職場づくりの啓発による促進を図り、性別にとらわれず職場における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、働きやすい職場づくりを促します。

主要事業	事業内容	関係課
男女平等の職場づくりの啓発と促進	県や関係機関と連携して、労働に関する関連法(※)や様々なハラスメントの防止等について、町内企業・事業所・住民等に講演会等を開催します。 様々な媒体による情報発信による意識啓発を図ります。また、町役場における男女平等の職場づくりの徹底を図ります。	産業課 経営戦略課 人事秘書課

※男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、パートタイム労働法、労働者派遣法、働き方改革関連法、労働施策総合推進法

##### ②女性の就業機会の確保・支援

県や関係機関と連携して、女性の再就職を支援する講座の情報提供をする等、女性の就業機会の確保に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
女性の再就職支援	県・近隣市町・公共職業安定所・NPO・企業等と連携しながら、能力開発講座・託児付き講座・起業の支援等、女性の再就職に対する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課 経営戦略課 産業課

## (2) 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた気運を高め、多様で柔軟な働き方の促進を通じて、職場における職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みます。また、その両立を支える、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

### ①仕事と家庭の両立についての啓発

住民や企業等を対象とした職業生活と家庭生活の両立についての啓発、企業への両立支援に関する制度等の普及啓発、子ども・子育て会議での検討等を通じて、両立環境づくりに取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
職業生活と家庭生活の両立についての啓発	住民に、仕事と育児や介護の両立に向けた制度紹介や女性活躍に取り組む企業等の情報提供、両立支援に関する講演会・講座を実施します。	産業課 経営戦略課
企業への両立支援制度の情報提供	企業へ両立支援制度に関する情報を提供するとともに、相談に応じます。	産業課 経営戦略課
子ども・子育て会議による両立支援の進捗管理	保護者・子育て支援機関・町内企業・有識者等で構成する子ども・子育て会議を開催し、町内の両立支援について進捗状況の確認、評価を行います。	子育て支援課

### ②子育て支援

子育てに関する相談、各種保育・預かり保育、児童クラブ等を通じて、仕事と子育ての両立を支援するとともに、育児の悩みの軽減を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
子育てに関する相談体制の充実	こども・子育てに関する総合相談窓口であることも家庭センターを中心に関係機関と連携し、相談に応じます。	子育て支援課 健康課
各種保育・預かり等の充実	低年齢児（0～2歳児）保育の定員増等、既存の保育事業の充実を図るとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の新たな取組の実施・検討を進めます。	子育て支援課
児童クラブの運営・整備	子育て中の女性の就労人口の増加による児童クラブの需要増加に対応するため、児童クラブの整備等充実を図ります。	子育て支援課

## ③介護支援

福祉・介護等に関する相談、介護保険サービス等を通じて、介護の悩みや介護負担の軽減、仕事と介護の両立を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
福祉・介護等の相談体制の充実	町役場や地域包括支援センターにおいて、男女問わず福祉や介護等の相談を行います。 仕事と介護の両立を希望する介護者へ対応できるように地域包括支援センターやケアマネジャーに対する研修等を行い、ケアプラン作成のスキル向上を図ります。	福祉課
介護保険サービスの基盤整備	介護サービスに対する需要を十分に把握するとともに、利用実績等を踏まえながら、より地域の実情にあったサービス提供体制の確保を図ります。その際に、サービスの質の向上に係るしくみづくりに取り組みます。	福祉課



## 基本目標4 生涯にわたる健康と福祉の充実

### (1) 心と体の健康づくりの推進

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合いながら、性差に応じた心身の健康を推進していくために、心と体の健康管理、男女の健康診査の充実等に取り組みます。

#### ①心と体の健康管理の支援

男性・女性に特有であったり、男だから女だからという固定的な考え方に起因したり、性別により大きな違いがみられる健康問題に着目しながら、心と体の健康管理を支援します。

主要事業	事業内容	関係課
健康づくりや医療の促進	若い女性のやせすぎ、男性の中高年の肥満防止、更年期障がいへの対応や骨粗しょう症の予防等、性差に着目した健康づくりの啓発や学習機会の提供、各種相談、健診・検診の充実を図ります。	健康課 保険医療課
育児や介護の悩みの軽減	育児や介護等の悩みについて、関係機関等と連携し相談に応じます。また、気軽に相談できるような環境整備を行います。	子育て支援課 健康課 福祉課 生涯学習スポーツ課
困難を抱える住民への支援	引きこもり等が男性に多いことや女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いこと等を踏まえ、地域・学校・家庭と連携し、困難を抱える住民の支援を行います。	生涯学習スポーツ課 健康課 子育て支援課 学校教育課 福祉課
自殺の予防	自殺の背景には、固定的な性別役割分担意識などを含めた様々な要因が絡み合っていることを踏まえ、自殺予防週間における啓発、相談の対応等、若者から高齢者までを対象に自殺の予防に取り組みます。	福祉課 健康課

## ②男女の健康診査の充実

性別により特有であり、発生率の違いが大きな健康問題に即し、がん検診、メンズミニドック、レディースミニドック等、男女が参加しやすい健康診査を行います。

主要事業	事業内容	関係課
男性特有の病気に対する健康診査の実施	男性特有のがん(前立腺がん)検診を行います。また、受診をしやすい環境整備を行います。	健康課
女性特有の病気に対する健康診査の実施	集団検診・医療機関での個別検診による女性特有のがん(乳がん、子宮がん)検診を行います。また、受診しやすい環境整備を行います。	健康課

## (2) 母性の保護と尊重

思春期、妊娠・出産期、更年期等、女性の人生の各段階に応じた健康を図る中で、特に、妊娠・出産期・乳児期における健康について支援します。

## ①妊娠・出産期・乳幼児期における健康支援

妊産婦健診の受診、妊娠期における子育てに関する学習支援、お元気ですか訪問、乳幼児の健康診査等を通じて、妊娠・出産期・乳幼児期における母子の健康づくりを支援します。

主要事業	事業内容	関係課
妊産婦健診の受診促進	母子健康手帳と同時に受診票を交付し、妊産婦健診の受診を促進します。	健康課
妊娠期から乳幼児期における支援	妊娠期から乳幼児期の保護者に対し、子育てに関わる情報提供や交流機会の提供、学習支援、相談支援、経済的支援を行います。	健康課 生涯学習スポーツ課 子育て支援課 保険医療課
乳幼児の健康診査	子どもの成長に合わせて、適切な時期に健康診査を実施します。また、母子手帳と同時に受診券を交付し、乳児健診の受診を促進します。	健康課
不妊検査・治療に対する支援	不妊検査・治療の経済的な負担の軽減を図るために、治療等に要する経費の一部を助成します。また、不妊について、電話等で相談に応じます。	健康課

### (3) 福祉環境の充実

高齢者、ひとり親家庭、ダブルケア家庭、外国人等、様々な立場の個人・世帯に対し、支援を行います。また、複雑化・複合化した課題を抱えている個人・世帯に対し、重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制を構築していきます。

#### ①地域共生社会に向けた多様な個人・世帯に対する支援

高齢者、ひとり親家庭、ダブルケア家庭、外国人等、様々な立場の個人・世帯について、男女共同参画の視点を持って、支援を行います。

主要事業	事業内容	関係課
高齢者福祉事業の実施	高齢者の安定した生活を支援するため、在宅生活支援、ひとり暮らし高齢者への支援、低所得者への助成等を行います。	福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、保育サービスの提供や児童扶養手当の支給、医療費助成、資格取得のための支援等を行います。民法改正に伴う親権や養育費に関する情報提供や相談に対応します。	子育て支援課 保険医療課
ダブルケア家庭・ヤングケアラーへの支援	育児と介護が同時に直面する家庭や、家族の介護・日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者について、包括的な支援を行います。	子育て支援課 福祉課
外国人に対する支援	行政・生活情報の多言語での情報発信を行います。また、国際交流員の活用に加え、ニーズに応じた窓口での多言語対応に取り組みます。	経営戦略課

## 基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

### (1) あらゆる暴力を根絶するための啓発と基盤づくり

DV、虐待、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、困難な問題を抱える女性への暴力等の人権を侵害する行為について、啓発や防止対策、防犯対策、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援を図ります。

#### ① あらゆる暴力をなくすための啓発や防止対策

DV等の暴力の根絶に向けての啓発、不審者情報の提供、防犯パトロール等、県や警察、地域住民等と連携した防犯環境の充実に取り組みます。

また、児童虐待の防止・通報受付、調査・相談に取り組むとともに、性・暴力表現等の過激な落書き等の排除を図ります。

主要事業	事業内容	関係課
あらゆる暴力の根絶のための啓発(※)	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、困難な問題を抱える女性への暴力等、あらゆる人権侵害根絶のため、広報紙やチラシ等を利用した啓発、講演会の開催等を行います。	経営戦略課 福祉課 子育て支援課
地域住民と連携した防犯対策	青パトによる防犯パトロール、防犯ボランティアの育成や支援、ホームページや SNS を通じた不審者情報の提供を行います。	防災交通課 学校教育課 子育て支援課
児童虐待の防止・通報受付、調査・相談	児童虐待防止の啓発に取り組み、児童虐待の通告を受理し、安否確認等を行います。その後、家庭訪問、面接、電話にて継続支援を行います。また、虐待の実態調査・相談についても実施します。	子育て支援課 学校教育課
性・暴力表現等の過激な落書き等の排除	地域や関係団体と協力し、性・暴力表現を排除します。	生涯学習スポーツ課 学校教育課

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

## ②被害者の保護・自立支援

相談窓口のPR、通報における迅速な対応、関係機関と連携し、緊急一時保護等、被害者の保護・自立支援に取り組みます。

主要事業	事業内容	関係課
相談窓口の整備とPR	「まるっとここ相談窓口」や関係課にて、被害者や第三者による相談・通報に応じます。 また、窓口に関し住民へのPRを進めます。	福祉課 子育て支援課 住民窓口課 学校教育課
緊急一時保護体制の確立	被害者の緊急避難を関係機関と連携して支援し、必要に応じて一時保護所まで同行します。	福祉課 子育て支援課
被害者の心のケア・自立支援	県福祉相談センター、社会福祉施設、社会福祉協議会、医療機関やカウンセラーなど関係機関と連携し、心理的支援、生活や就労の支援を行います。	福祉課 子育て支援課 学校教育課

## (2) 性の多様性に対する配慮

性的指向や性自認等、性の多様性について、住民等に理解を促すとともに、町役場における対応について研究・実施します。

### ①性の多様性に対する理解促進と対応の充実

住民等へ性の多様性への理解を促す啓発を行います。

性の多様性を踏まえた制度の運用や窓口対応等を研究します。

主要事業	事業内容	関係課
性の多様性に関する啓発	住民等に性の多様性への理解を促す講座・パネル展示等を行います。	経営戦略課
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知と効果的な運用	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知を図ります。また、宣誓制度で利用可能となる行政サービス等の充実を図ります。	経営戦略課 等
性の多様性を踏まえた対応の研究	窓口における相談体制、書類、制度等、性の多様性を踏まえた対応について研究します。	経営戦略課

## 第6章 計画の推進

### 1 重点施策と目標指標

本計画の推進に向けて、主要事業については、毎年、進捗管理を行い、懇話会を開催し、住民との協働で推進を図ります。

重点施策と総合的な評価については、指標を設けています。施策の背景や進捗状況を踏まえて、一部の目標について、見直しました。

#### (1) 重点施策

重点施策	指標	計画当初 (2019)	中間評価 (2024)	目標値 (2030)
1. 男女共同参画社会の環境づくり				
男女共同参画社会への意識改革の推進	講座・講演会等の開催 (住民もしくは職員対象)		毎年開催	
協働による施策等の進捗の管理	懇話会の開催		毎年開催	
2. 様々な分野にわたる男女共同参画の推進				
政策・方針決定の場所への女性の参画の促進	審議会等の女性委員の割合	20.3%	29.0%	40~60%
	行政委員会の女性委員の割合	9.7%	19.2%	40~60%
	町職員の女性管理職の割合 (課長級以上)	18.2%	33.3%	40.0%
家庭における意識啓発・男性の家事参画の促進	家庭の男女共同参画に関する講座の開催(毎年開催している育児講座を除く)		隔年開催	
3. 性別に関わりなく活躍できる労働環境の推進				
職場における男女の均等な機会と待遇の確保	女性活躍・働き方改革に関する講座・講演会の開催		隔年開催	
仕事と家庭の両立についての啓発	仕事と家庭の両立支援に関する講座の開催		隔年開催	
子育て支援	低年齢児(0~2歳児)保育の定員数	334人	355人	393人
	放課後児童クラブ待機者数	37人	15人	0人
介護支援	介護保険認定者数(介護予防施策により上昇を抑える)	1,391人	1,686人	2,004人以下

重点施策	指標	計画当初 (2019)	中間評価 (2024)	目標値 (2030)
4. 生涯にわたる健康と福祉の充実				
心と体の健康づくりの推進	男性の国民健康保険特定健診受診率	48.6%	48.5%	70.0%
	女性の国民健康保険特定健診受診率	61.2%	60.4%	70.0%
5. 人権の尊重とDVの根絶				
DV防止の啓発	広報紙への掲載	—	1回/1年	1回/1年
	DVに関する講演会・講座等の開催	—	2回/5年	2回/5年
性の多様性に対する配慮	性の多様性に関する講座の開催	—	2回/5年	2回/5年

※各数値は記載の年の年度末もしくは翌年4月1日現在の数値です。

## (2) 総合的な評価指標

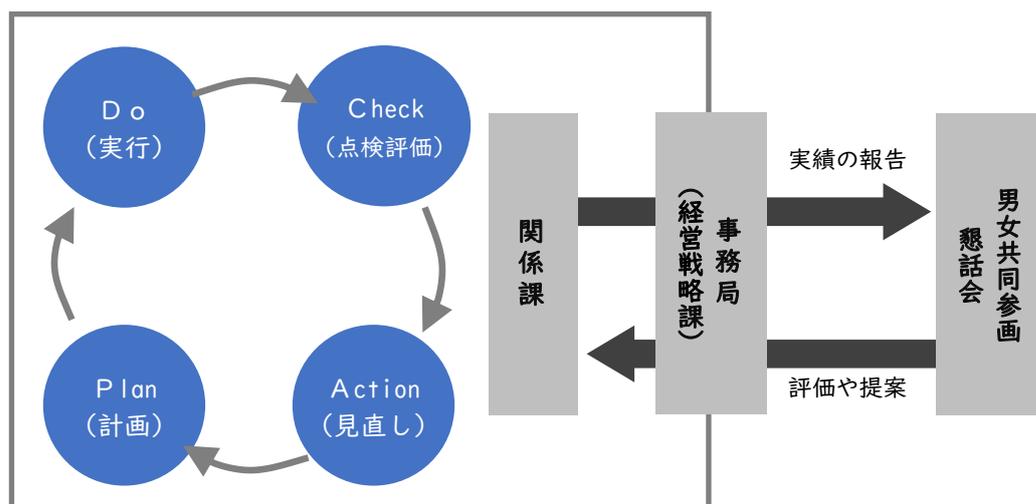
重点施策の数値目標に加え、男女共同参画社会の推進の取組の成果について総合的な評価指標（アウトカム）として、令和12年度に向けた目標値を設定しています。

指標		計画当初 (2019)	中間評価 (2024)	目標値 (2030)
「男女が差別なく参画できる社会になっている」の満足度 * 町民意識調査		14.3% (2018)	21.3%	28.0%
社会における男女平等の状況				
家庭生活について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	21.7%	25.3%	33.0%
	男性	34.9%	42.9%	51.0%
職場について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	17.1%	23.1%	31.0%
	男性	24.5%	26.8%	35.0%
地域活動の場について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	36.9%	35.2%	43.0%
	男性	50.7%	47.2%	55.0%
武豊町の行政・政治の場について「平等」と答えた人の割合 * 男女共同参画に関するアンケート	女性	37.7%	33.0%	41.0%
	男性	48.6%	45.2%	53.0%

※中間見直しにおいて集計方法を見直したため、プラン策定時から計画当初(2019)の数値を補正しています。

## 2 プランの進捗管理

本プランの施策については、毎年度、関係課が推進状況等を整理して、その結果を経営戦略課が取りまとめます。男女共同参画懇話会で、推進状況の確認や協働による推進方法について検討します。そして、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組に反映させながら、よりよい事業の推進を図ります。



---

## 資料編

---

### 1 計画の策定経緯

#### (1)策定経緯

日程	内容
令和6年 12月19日	第2回 令和6年度武豊町男女共同参画懇話会 ・アンケート
令和7年1月 ～2月	町民 1,500 名を対象にアンケート調査を実施
8月7日	第1回 令和7年度武豊町男女共同参画懇話会 ・令和6年度の進捗管理 ・アンケート結果
9月	グループインタビューの実施(中学生)
11月19日	第2回 令和7年度武豊町男女共同参画懇話会 ・プランの中間見直し
令和8年1月6日 ～2月5日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
2月25日	第3回 令和7年度武豊町男女共同参画懇話会 ・パブリックコメントの意見及び回答について ・プラン最終案について
3月	第3次武豊町男女共同参画プラン策定

## (2)武豊町男女共同参画懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の推進に資するため、武豊町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、町長へ提言するものとする。

- (1)武豊町男女共同参画プランの策定及び改定を行うために必要な事項に関する事。
- (2)男女共同参画に関する諸問題及びそれらに対する施策に関する事。
- (3)その他、本町の男女共同参画社会の推進に関し、必要と認められる事項に関する事。

### (組織)

第3条 懇話会は、町長が委嘱する委員 15 名以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の4未満とならないよう努めるものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を各々1名置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

### (庶務)

第7条 懇話会における庶務は企画部企画政策課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年2月 19 日から施行する。

### (3)武豊町男女共同参画懇話会委員名簿

令和6年7月29日～令和8年7月28日

役職	委員氏名	所属等
会長	末盛 慶	日本福祉大学
副会長	櫻井 雅美	NPO 法人 SmileyDream
委員	井上 真基子	武豊町商工会女性部
委員	小山 正芳	日本語ボランティア
委員	松岡 成子	NPO 法人 ASTA
委員	青木 宏和 (北島 実)	長尾部長
委員	福田 昌寛	連合愛知知多地域協議会
委員	石田 貴之 (神谷 俊輔)	学校教育課(指導主事)
委員	椴山 真美	公募委員
委員	榊原 稔	公募委員

注 : () 内は前任者

## 2 法律

### (1)男女共同参画基本法

※第二十一条から附則は省略

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該

活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関

する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## (2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※第一条から第九条、第二十二條から第二十六條を抜粋

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二條—第二十九條)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四條—第三十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生

活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業

生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これ

を定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の

提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般

事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(概要)

○配偶者からの暴力(いろいろな形態があります。)

・配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者\*も含まれます。

※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※ 生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象

・暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力\*も含まれます。

※ 保護命令の申立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象

○相談(いろいろな機関で相談を行っています。)

・配偶者暴力相談支援センター

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

① 相談又は相談機関の紹介

② カウンセリング

③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護

④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助

⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、実施されている事業は、各施設によって異なります。

・警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

## ○一時保護(配偶者から逃れたい。)

## ・婦人相談所

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。婦人相談所は、各都道府県に必ず1つ設置されています。

お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

※一時保護は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間のシェルター等に委託されることもあります。

## ○自立支援(自立して生活がしたい。)

## ・配偶者暴力相談支援センター

自立支援のため、生活の支援、就業の支援、住宅の支援等に関する様々な情報を提供しています。

## ○保護命令(配偶者が近寄ってこないようにしたい。)

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立て\*により、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

※ 事実婚の場合の申立て、元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立て、元生活の本拠を共にする交際相手に対する申立てでもできます。

## 「保護命令の種類」

## ・被害者への接近禁止命令(期間は6か月)

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

また、被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令があります。

## ・退去命令(期間は2か月)

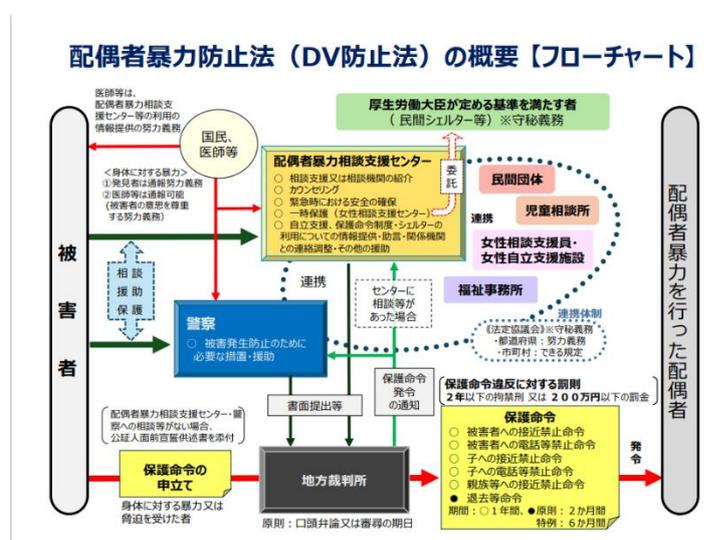
配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

## ○通報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



参考：[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/pdf/241205.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/241205.pdf)

## (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

※第九条三項から附則は省略

### 目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本

### 3 調査結果

#### (1)町民アンケート

##### ○家庭生活について

- ・ 結婚している人に、家庭生活の役割分担について尋ねたところ、「食事のしたく」「食事の後かたづけ・食器洗い」「掃除」「洗濯」「買い物」で、「妻」の割合が「夫」「夫婦・パートナー同士」「家族全員」の合計を上回っています。ただし、前回調査(令和元年度調査)と比べると、「食事のしたく」「掃除」「洗濯」「買い物」「介護」(比較可能な5項目すべて)で「妻」の割合が減少しています。
- ・ また、愛知県と比べても、「食事のしたく」「食後の片付け」「子育て」など総じて、「妻」の割合がやや低くなっています。
- ・ 性別でみると、女性は男性より「妻」、男性は女性より「夫婦・パートナー同士」の割合が高く、男女で認識にギャップがあることがわかります。
- ・ 18～29 歳など年齢の若い世代や、夫妻ともにフルタイムで就労している人で「夫婦・パートナー同士」の割合が他の年代や就労形態よりも高くなっています。

的な方針

- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

- ・男性が家事・育児・介護に参加するために重要なこととしては、「家庭で、子どもの頃から男の子も女の子も同じように家事を手伝う」「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合う」が高くなっています。

#### ○仕事と家庭について

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」の合計が「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計を上回っています。
- ・なお、「反対」「どちらかといえば反対」の合計の割合を愛知県と比べると、本町はやや低くなっています。性別でみると、女性で「どちらかといえば反対」「反対」の割合が男性と比べて高くなっています。
- ・職場について、仕事の内容・やりがい、労働時間・休日等の労働条件、人事評価や処遇ともに女性は「満足」の割合が男性と比べて高くなっています。

#### ○地域活動・社会活動について

- ・地域・社会活動への参加先については、「町内会や自治会」「PTAや子ども会」が高くなっています。
- ・女性が地域活動のリーダーになるためには、「地域活動のリーダーに女性が一定の割合となるような取組を進めること」「女性が地域活動のリーダーになることについて、啓発や情報提供・研修を行うこと」の順に高くなっています。

#### ○福祉について

- ・介護の経験については、女性は「現在している」「現在手伝っている」「過去にしていた」の割合が男性と比べて高くなっています。特に、60歳以上女性で「過去にしていた」の割合が他と比べて高くなっています。
- ・高齢者や障がい者の介助・介護は、主として家庭内の女性の役割となりがちなことについて、性別・年齢を問わず「改善すべきだと思う」が高くなっています。

#### ○人権の尊重について

- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談窓口について「知らない」が約5割となっています。
- ・「たびたび受けている」「受けたことがある」の合計をみると、身体的接触に伴うセクシュアル・ハラスメントは約1割、言葉などによるセクシュアル・ハラスメントは約2割、夫(妻)や恋人など身近な人からの精神的暴力は約1割となっています。「受けたことがある」の割合は質問した6項目すべてで女性が男性より高くなっています。
- ・暴力を防ぐために取り組むべきこととして、「学校教育の充実」「性犯罪の取り締まりの強化」「家庭教育の充実」が高くなっています。
- ・「LGBTQ+」という言葉について、「言葉の意味を知っている」が約5割です。一方、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」については「知らない」が6割を超えています。
- ・性の多様性に配慮するために町が取り組むこととして、「当事者が相談できる窓口をPRする」「当事者が気持ちや情報を共有できる居場所をつくる」が高くなっています。

○男女共同参画の状況

- ・ 分野別に男女の地位の平等について尋ねたところ、家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたりなど「学校教育の場」以外において、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計が「平等」を上回っています。なお、学校教育の場では「平等」の割合が高くなっています。
- ・ 性別で見ると、女性は家庭生活、法律や制度など「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合が男性より高くなっています。
- ・ 5年間で進んだと思われる男女共同参画の分野として、「仕事と家庭の両立」「家庭生活」「性の多様性への配慮」「職場」などがあげられています。

○今後の取組について

- ・ 男女がより平等になるために、「子育てや介護と仕事が両立しやすい環境をつくる」「男性の仕事、女性の仕事というように仕事を性別で判断する考えを改める」「学校で、男女平等と相互の理解や協力の学習を進める」「女性の参画を阻む、社会通念、慣習などを見直す」が高くなっています。
- ・ 町が力を入れるべき施策としては、「子育て支援」「高齢者・障がい者福祉」「妊娠・出産にかかる支援」が上位となっています。

## (2)中学生グループインタビュー

対象	中学生 21 人(女子 10 人、男子 11 人)
場所	町内の中学校2校
実施時期	令和7年9月(放課後)
方法	男女共同参画についての町民アンケート結果や統計データを説明しながら、グループインタビューを実施した。
質問内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校について</li><li>・ みのまわりや社会の男女共同参画について</li><li>・ 将来のライフスタイルについて</li><li>・ 方針決定・リーダーについて</li></ul>

学校については、席や名簿が混合になり、道徳、社会科などで男女共同参画に関連する授業行われています。校内の役職に性差は見られず、参加している生徒は学校がおおむね男女平等になっていることが感じられました。ただし、給食、部活動、応援団長など、制度上は男女平等ではあるが、行動として男女に違いがみられることが示唆されました。

みのまわりや社会については、職種や地域の役職で性別に偏りがあったり、男だから女だからと言われた経験があるとの回答がみられました。

将来のライフプラン(仕事と子育ての関係)や家事分担について、男女にかかわらず、産休や育休を利用して働き続ける、子どもが小さいうちは妻が子育てに専念してほしい、パートナーと一緒に話し合って考えたいなど多様な回答がみられました。回答にあたっては、自分の親や親族などをロールモデルとして考える傾向がみられました。

方針決定・リーダーについて、今回のインタビューでは、なりたい、なりたくないの回答について性差はみられませんでした。インタビューに先立って、企業の部長や衆議院議員の女性割合を参考資料として提示したが、ここまでの差があるということを知って驚いた、やりたい人ができる環境になってほしいとの回答がみられました。

## 4 用語集

### ・固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

### ・重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

### ・ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

### ・ストーカー行為

恋愛感情、好意の感情、又はその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、待ち伏せ、乱暴な言動、連続した電話等の行為を行うこと。

### ・セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

### ・ダブルケア

子育てと介護を同時期に行わなければならないこと。

### ・男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年6月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

### ・男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るための国の計画。令和8年3月 13 日に第6次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。同計画では、令和 17 年度末までの「基本認識」並びに令和 12 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

#### ・DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の略。ここでの「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方(事実婚を含む。)のみでなく、離婚した元配偶者(事実婚にあった者を含む。)や、生活の本拠を共にする交際相手も含まれます。また、恋人等親しい男女間の暴力(デートDV)も対象です。

#### ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

宣誓者が武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ及びファミリーシップの関係にあることを宣誓し、武豊町がその宣誓書を受理したことを証する制度。

#### ・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

#### ・ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。ワーク・ライフ・バランス憲章(政労使トップによる合意、平成 22 年)では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

#### ・LGBTQ+

Lがレズビアン(女性の同性愛者)、Gがゲイ(男性の同性愛者)、Bがバイセクシュアル(両性愛者)、Tがトランスジェンダー(こころの性とからだの性との不一致)、Q がクィア/クエスチョニング(規範的な性のあり方以外のセクシュアリティ/自らの性のあり方等について特定の枠に属さない・分からない人、典型的な男性・女性ではないと感じる人等)の頭文字、+は上記以外にも性のあり方が様々であることから作られた言葉であり、『性的少数者』の総称です。

#### ・NPO

Nonprofit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション) の略で、「民間非営利組織」と呼ばれています。本プランでは、特定非営利活動促進法上の法人に限らず、組織的、継続的、自発的に公益活動をする市民団体・ボランティア団体を含めています。

#### ・SNS

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。

第3次武豊町男女共同参画プラン 中間見直し

---

令和8年3月

発行 武豊町企画部企画政策課  
〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地  
Tel 0569-72-1111(代)  
Fax 0569-72-1115

---